

平成 29 年 6 月
財務省関税局・税関

海上貨物に係る簡易輸出扱いの取扱い終了について

我が国から輸出される海上貨物のうち、その価格が 20 万円以下である等の一定の要件に該当するものについては、これまで簡易輸出申告書に仕入書その他これに代わる書類を添付して、税関に書面で提出することにより輸出申告を行うことを認めるという取扱いをトライアルとして行ってまいりました。

この海上貨物に係る取扱いにつきましては、トライアルの実施状況などを踏まえ、平成 29 年 12 月末をもって、その取扱いを終了することといたしましたのでお知らせいたします。